

あおもり農林水産物の物流効率化推進事業費補助金 よくあるご質問 (令和6年6月4日版)

このQ&Aは、あおもり農林水産物の物流効率化推進事業費補助金について寄せられた質問に対する回答をまとめたもので、必要に応じ順次追加・更新を行います。更新を行った場合、それまでのQ&Aは利用できなくなりますので十分にご留意ください。

質 問	回 答
1 補助対象者（事業実施主体）について	
① 個人事業主でも対象となるのか。	県内に本社、集出荷施設等の主要施設を有する県産農林水産物を扱う荷主事業者を対象としており、個人事業主でも対象となります。ただし、扱う県産農林水産物の多くを自らが輸送している事業者は対象としておりません。
② 荷主事業者の範囲は。	<p>貨物自動車運送業者との間で輸送契約を継続的に締結して貨物を輸送させる事業者となります。</p> <p style="text-align: center;">【イメージ図】</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">荷送側が 荷主となる場合</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">荷受側が 荷主となる場合</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">【参考】荷主及び準荷主の定義について（平成30年9月27日 資源エネルギー庁）</p>

2 補助対象事業、補助対象経費について		
①	<p>どのような取組が補助の対象となるのか。</p>	<p>本事業は大きく分けて、2つの事業で構成されています。</p> <p>1つ目は、「物流改善にチャレンジする初動的、試験的な取組」で、新たに事業者が行う物流改善に向けた取組への支援です。具体的には、パレットやコンテナ等の物流改善に資する資器材の導入、中継輸送や共同輸送の実証実験、集荷の効率化に向けた実証実験などが考えられます。</p> <p>2つ目が、「物流効率化に向けた先進的な取組」で、物流革新に向けたモデル事例となり得る先進的な取組への支援です。具体的には、荷役・運搬機械の導入（自動フォークリフト、パレタイザー、自立走行搬送ロボットなど）、システム導入（トラック予約システム、倉庫管理システムなど）、物流の効率化に資する施設・設備の整備などが考えられます。</p> <p>事業の対象となるか判断がつかない場合は、食ブランド・流通推進課企画調整グループ（電話 017-734-9351 又はメール brand@pref.aomori.lg.jp）までお問い合わせください。</p>
②	<p>フォークリフトは対象となるのか。</p>	<p>「これまでの手荷役作業からパレット荷役に切り替えるためにフォークリフトが必要となる場合」（初動的取組）や、「場内物流効率化の施設整備やデジタル技術の導入等に伴いフォークリフトが必要となる場合」（先進的な取組）などは、対象になり得ます。</p> <p>ただし、最終的には、各事業者の取組状況や取組計画により判断することになるため、判断がつかない場合は、食ブランド・流通推進課企画調整グループ（電話 017-734-9351 又はメール brand@pref.aomori.lg.jp）までお問い合わせください。</p> <p>なお、上記の場合でも、フォークリフトの単純更新は対象外となります。</p>

③	パレットを購入したいがどのような場合が事業の対象となるのか。	<p>パレットの購入が事業の対象となる場合の事例は、以下が考えられます。</p> <p>【初動的取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現にパレットを保有・使用しておらず、農林水産物の出荷作業を手荷役からパレット荷役に切り替える実証実験のために購入する場合 ・既にパレットは保有・使用しているが、その規格が統一されておらず、農林水産物の出荷に係る荷役時間の削減を図るために出荷品目の規格に合わせる実証実験に必要な統一パレットを新たに購入する場合 <p>【先進的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・場内物流効率化の施設整備やデジタル技術の導入等に伴い、必要となるパレットを購入する場合。この場合は、パレットの保有・使用の有無は問いません。 <p>その他、判断がつかない場合は、食ブランド・流通推進課企画調整グループ（電話 017-734-9351 又はメール brand@pref. aomori. lg. jp）までお問い合わせください。</p>
④	梱包資材等の出荷資材の荷役時間の削減に資する機器の購入は対象となるのか。	<p>本事業は、農林水産物の物流改善を図るために行う取組を対象としています。また、事業の採択要件として、「品目別に規格を統一したパレットでの出荷割合の向上」又は「対象とする品目の出荷に係る荷待ち又は荷役時間の削減」のいずれかの要件を満たすことが必要となります。以上のことから、ご質問の取組は、事業の対象外となります。</p>